



「モルデカイの会」のニューズレター

2010年6月号No.1 [モルデカイの会 事務局](http://www.mordecai.jp) (front@mordecai.jp)

東京都台東区東上野 4-26-6 上野ビル 7F



これまでの経緯とご支援のお願い

「モルデカイの会」代表 加藤光一

「モルデカイの会」を支援していただいているみなさまには、心から感謝申し上げます。

以下、ビュン宣教師の性的不祥事に関する、これまでの裁判の経緯と、2010年に入ってから最近の動きについてお知らせし、あわせて募金のお願いをさせていただくことといたしました。

1. 民事裁判に加えて、刑事裁判が始まりました

ビュン宣教師の性的不祥事に関しては、ふたつの民事裁判が先行しています（「セクハラ民事裁判」（2009年7月提訴）および「パワハラ民事裁判」（2009年12月提訴）（いずれも、東京地裁民事部））。これらの民事裁判に関しては、提訴に至った理由と背景を「モルデカイの会」ホームページ（<http://www.mordecai.jp/>）でみなさまにお知らせしています。

今年に入り、性的被害を受けたひとりの女性の告発を契機として、1月にはビュン宣教師が逮捕され、身柄拘束のまま2月に水戸地方検察庁土浦支部によって準強姦の疑いで起訴されました。4月からは、「刑事裁判」が水戸地方裁判所土浦支部において始まっています。「刑事裁判」では、被告人弁護士が「ビュン宣教師は本件犯行を行っておらず、無罪である。」と主張していますが、ビュン宣教師の身柄は、裁判所の判断で現在も拘束されたままです。^注「モルデカイの会」では、刑事事件に関しても、その裁判の進捗を逐一ホームページでお知らせしています。なお、裁判に関しては専門的な対応が必要なため、当初より、湊総合法律事務所（千代田区有楽町1-7-1 4階452区）の湊弁護士、齋藤弁護士、深津弁護士のご指導を仰いでいます。

注）保釈中（2010年7月初めより）

2. 事件発覚以来の経緯と教団側の対応について

2008年の事件発覚以来、多くの教職者や信徒たちが国際福音キリスト教団を離脱していますが、ビュン宣教師や教団内部の支持者たちは、被害者やその支援者に対して、一貫して、戦う姿勢を鮮明にしています。教団およびビュン宣教師らは欺瞞的声明をつぎつぎと公表し、自らを正当化しようとしてきました。同時に、名誉を毀損されたとして、2009年2月から5月にかけてF O E（エステル会の会）代表者、超教派牧師会牧師、国際福音キリスト教団信徒（有志）のみならず、被害を訴えた女性たちに対してまでも、法的措置を取ることを示唆する内容証明通知書を送付してきました。また、教団から自発的に離脱した信徒を除名し、離脱した教職者（牧師、伝道師）に対しても、次々と「牧師挨拶を取り消す」などの戒規除名処分を行ってきました。

3. 刑事訴追を受けたあとの教団側の対応について

ビュン宣教師起訴の折には、「被害を受けたと言う元女性献身者の主張は、全く根拠のない偽りであり、事実を曲げた捏造であることがいっそう明らかになりました。さらに、元女性献身者と手を組んでいる周りの人々も、このような偽りの訴えに加担し、最後まで警察に偽りの証言をしたことも分かりました。」と、逮捕は誤認逮捕であり、ビュン宣教師は冤罪被害者であるという声明を教団名で出しています。さらに最近では、公判における証人尋問から、被害者（Aさん）や被告弁護側証人（K牧師）の証言を引用して、「今回（2010年6月9日）の公判では、被害を受けたと主張しているAさんの証言がどれほど悪意に満ちた偽りであるかが明確になりました。今回の公判での証人の証言は、Aさんの今までの主張がすべて虚偽であることを明確に示すものでした。」と、一方的に主張しています。

4. 事件の背景と問題点

これらの事件に共通する問題は、

- (1) 主任牧師が霊的指導者であるとする自己の絶対的権威を説く権威主義的な教会政治にあり、被害者らが、主任牧師や上位教職者には絶対に服従しなければならない、その失敗も絶対に責めてはならないと信じ込まされたこと。
- (2) その絶対的権威を利用して主任牧師や上位教職者が不法行為を行ったこと
- (3) 訴えること自体が罪であると被害者に信じ込ませ、これらの被害事実を訴えさせずに隠蔽してきたことであり、事件発生背景と原理が共通であります。私たちはさらに、訴えるものを非難し、攻撃してきた教団の風土にも、大きな問題があると考えています。

5. 「モルデカイの会」の役割と願い

「モルデカイの会」は、かつて国際福音キリスト教団に所属し現在は離脱した者たちを中心として、セクハラ被害を受けた姉妹たちの裁判を物心両面で助けるために、今は亡き故河口賢雄宣教師によって設立されたものです。教団側の終始一貫した強硬姿勢を受けて、「モルデカイの会」は、「セクハラ民事裁判」、「パワハラ民事裁判」および「刑事裁判」に関わる被害者たちのみならず、その支援者を含めて教団側から「法的措置を取る。」と予告された方々（元教団所属の教職者、モルデカイの会役員、F O E（エステル会）代表者、超教派牧師会牧師など）を含めて、宗教法人「小牧者訓練会」に対して、今後、法的な対応を取る必要のある方々全てを幅広く含めて守り、戦ってゆく方針です。

私たちにとって、かつて所属していた教団と法廷で争うことは心痛いことです。しかし、私たちは今回のこの事件を風化させてはいけなくと考えています。教会は治外法権の場所ではなく、日本の社会の中にあつて、その法律のもとでこの世の良き一員として振る舞うことを求められています。明確な犯罪に対して法の裁きを求める姉妹たちの訴えに真摯に耳を傾けてゆかねばなりません。

私たちは、これらの裁判を通して、事件の真相が明らかにされ、事件を起こした宗教法人小牧者訓練会・国際福音キリスト教団の内包する問題点もまた明らかにされることを願っています。法廷において被害者たちの救済が実現し、その中で神の義が明らかにされて行くことを期待し信じるものです。ビュン宣教師の犯した罪が明らかにされたときには、彼自身の心底からの謝罪と、日本の法律に従った償いを求めるものであります。そのことこそが、被害を受けて長い間苦しんで来られた被害者やご家族の方々の癒しと権利の回復につながると考えています。

まだ、教団内部には、同種の被害を受けながらそれに気が付かずに、いまだに残留している方たちがいます。その方たちがその事に気付いて教団を離脱してきた時、彼らをケアしてゆくことも大切な事だと考えています。



6. 募金のお願い

私たちは、これからも、被害者を支援し、裁判を助けるための活動を続けて参ります。同時に、信仰をもって被害者たちの裁判を金銭的に支援する人々も必要です。聖霊に心動かされる方々が、それぞれの信仰によって被害者たちの志を金銭面で助けて下さることを、お願い申し上げます。みなさまのお祈りとご支援を、よろしくお願い申し上げます。



セクハラ民事訴訟原告 B さんからのお便り

国際グループに対する訴訟が形になって、かれこれ 1 年以上過ぎようとしています。私たち被害者にとって、これまでの道のりは簡単なものではありませんでした。弁護士の先生に相談しながら訴状を書き上げ、さらに警察の調書作成、あらゆる会合に臨む過程は、時に、心の中を鋭いナイフで抉られるような痛みを伴いました。しかしこの問題に正面から向き合って解決しなければ、私の心の問題は決して解決しないと感じていたので、必死に裁判の準備をしました。黙っていれば問題にも触れずに済むのですが、戦いに出るとなればそうはいきません。重くてとげのある荷物を背負っての長距離レースに挑むような気持ちでした。聖書に出てくるエステルのように、強くて勇ましい勇士になりたいのですが、心の傷が深い私には、そのような力はありませんでした。裁判が始まった頃は、私は国際グループの人々から非難されたり、嫌がらせを受けたりするのではないかと始終怯えていました。国際グループ内部の堅固な組織を思い浮かべ、そのような力には到底勝てない、と落ち込んだりしました。今でも、私は被害者の中で一番の臆病者だと思っています。そんな私が裁判に関わるようになったのですから、ストレスが相当たまっていました。



しかしそんな苦しい戦いの中にも、心が慰められる、勇気づけられる、兄弟姉妹の深い愛情と祈りを感じる事が度々ありました。温かい食事と交わりで優しく励ましてくださる方、電話を下さる方、美しい花をくださる方、その他多くの祈りの報告を聞くたびに、「ああ、私は一人ではないんだ。たくさんの方がこの裁判を真剣に見つめていてくださる、祈っていてくださっている。私はこれらの人々の祈りに支えられて戦っていけばいいんだ」。そう思えるようになりました。

また、私たち被害者の最大の支援者の一人であった故河口賢雄兄のことばを思い出します。「私は、この裁判に勝つことはもちろんだけど、被害者の皆が幸せになることを願っているんだよ」。私はそのことばを聞いたとき、深い感動を覚えました。「河口さんは他人なのに、どうして人の幸せをそこまで願うことができるのだろうか？彼はイエス・キリストの十字架の愛を本当に知っている人なんだな」。そう思いました。そして彼が望んでいたように、私たち被害者は裁判に勝ち、その後には本当の幸せ者になって、神様を証しする責任があるのだ、と深く思いました。

エステル書をよく読めば、エステルも一人で戦ったのではなかったのです。ユダヤ人の虐殺を阻止するため、3 日後に真実を語るために王様の前に出るようになっていたエステルは、モルデカイにこのような要請をしました。「シュシャンにいるユダヤ人をみな集め、私のために断食をしてください。三日三晩、食べたり飲んだりしないように。私も、私の侍女たちも、同じように断食をしましょう。」(エステル記 4 : 16)



故河口賢雄兄 北京人民大学構内にて

この戦いは主の義が打ち立てられるためにされています。真実のために戦うと決心している多くの人々と共に、私は立たされているのです。ですから今後の裁判にも勇気をもって臨んで行きたいと思っています。私は、一人ではないのです。

能力も精神力も、何もかも欠けた小さな器ですが、この小さき者のために続けてお祈りいただけることを心から願っています。困難はあると思いますが、主の義の勝利を信じて歩いていく所存です。今後どうぞよろしくお願い致します。

本会の目的と活動内容

本会は宗教法人「小牧者訓練会」およびその関連教団もしくは関連法人（それらの構成員を含む）による被害を受けた者（以下、支援対象者と呼ぶ）の法的措置の支援を行う。これにより、日本のキリスト教界の一部に見られる牧師の権威主義に起因する同種被害の再発防止および啓蒙に寄与する。

本会の目的のため下記の活動を行う。

1. 被害の調査
2. 支援対象者への物心両面の支援
3. 被害の拡大防止
4. 本会の活動への妨害行為に対する対抗措置
5. 教会のカルト化およびマインド・コントロールの悪用の予防に有益となる情報の開示

一般会員を、随時募集しております

祈りや励まし、裁判の傍聴や情報提供、経済的支援などを通して、裁判に臨む被害者の皆さんを支えてくださる一般会員の方を、随時募集しております。一般会員になって下さった皆様には、メーリング・リストを通して、最新の公判状況（公判期日のお知らせや公判のご報告、報道記事など）と共に、2回/年の予定で、ニュース・レターをお送り致します。ぜひ、ご入会いただけますよう、お願い申し上げます。

入会の申し込みは、モルデカイの会窓口 front@mordecai.jp まで、ご連絡下さい。
また、既にご存知かと思いますが、本会では、ホームページ (<http://www.mordecai.jp/>) を開いており、公判状況等を発信しております。こちらへも、ぜひ、お立ち寄りください。

最近の裁判の状況（詳細は、本会ホームページをご覧ください。）

- 1) 刑事裁判 (http://www.mordecai.jp/trial_criminal.html)
 - 2009年12月29日 刑事告訴状 受理(つくば中央警察署)
 - 2010年 1月28日 卞在昌宣教師 逮捕
 - 2010年 2月17日 卞在昌宣教師 起訴
 - 2010年 4月16日 第1回公判(水戸地方裁判所 土浦支部 第一号法廷。以降、同じ)において、冒頭陳述他
 - 2010年 5月21日 第2回公判 検察側証人(被害者本人) 尋問
 - 2010年 6月 2日 第3回公判 検察側証人(元国際福音キリスト教会牧師 坂本兵部) 尋問
 - 2010年 6月 9日 第4回公判 被告弁護側冒頭陳述、弁護側証人(金韓中こと金ヨンス) 尋問
 - 2010年 6月25日 第5回公判 証人(被告人妻 チョ・アイランおよび秘書 河野弘美) 尋問

- 2) セクハラ民事裁判 (<http://www.mordecai.jp/trial.html>)
 - 2009年 7月29日 セクハラ民事訴訟 提訴(東京地裁民事部)
 - 2009年10月 6日 第1回口頭弁論期日
 - 2009年12月 1日 第1回弁論準備手続き期日(非公開)
 - 2010年 1月29日 第2回弁論準備手続き期日(非公開) パワハラ民事訴訟を併合することを決定。次回以降、セクハラおよびパワハラ民事裁判は同一の裁判体(先行するセクハラ民事裁判体)で進められることに決定した。
 - 2010年 3月25日 第3回弁論準備手続き期日(非公開)
 - 2010年 5月14日 第4回弁論準備手続き期日(非公開)

- 3) パワハラ民事裁判 (http://www.mordecai.jp/inform_ph.html)
 - 2009年12月15日 パワハラ民事訴訟 提訴(東京地裁民事部)
 - 2010年 1月26日 第1回口頭弁論期日上記したように、このあと、セクハラ民事裁判体に併合された。

経済的支援のお願い

現在、「モルデカイの会」では、裁判を応援して下さる方からの経済的支援を募集しております。刑事・民事合わせて3つの裁判の第一審判決までの費用(裁判費用、弁護士費用など)として、約1,000万円を見込んでおり、現在、約500万円が満たされております。当面、7月末までの200万円を目標額として、支援のお願いを申し上げます。ご賛同いただき、ご支援いただける方は、下記の口座にお振込いただくか、メールにてお問い合わせください。



※郵便口座

記号： 00120-0-488435

名義： 「モルデカイの会」

※銀行からは、

銀行名： ゆうちょ、 店名： 〇一九(ゼロイチキュウ)

<当座> 口座番号： 0488435

お問い合わせ： [モルデカイの会 事務局](http://www.mordecai.jp) (front@mordecai.jp)